

多古町社会福祉協議会の ご案内

～だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざして～



社会福祉法人 多古町社会福祉協議会



社会福祉協議会をご存知ですか？



社会福祉協議会とは

社会福祉法第 109 条に基づく法人格をもった地域福祉を推進する団体で、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。民間組織としての「自主性」と広く住民の皆さまや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を併せ持っています。

略して『社協（しゃきょう）』とも呼ばれ、市区町村・都道府県・全国と段階的に全ての市区町村に設置されています。

このマークの意味をご存知ですか？



このマークは社会福祉および社会福祉協議会の「社」の文字を図案化したもので、「手を取りあって、明るい幸せな社会を構築する姿」を表しています。（社会福祉協議会共通のマークとして制定されたものです）

多古町社会福祉協議会の概要

1. 名称：社会福祉法人多古町社会福祉協議会
2. 設立：昭和 62 年 4 月 1 日
3. 財源

①会費 **一般会費 1 世帯 1,000 円**
町内の各区を通じてご協力いただいています。

賛助会費 1 口 1,000 円
本会の活動に賛同していただいている個人・団体からご協力をいただいています。

特別会費 1 口 3,000 円
本会の活動に賛同いただいている法人・事業所からご協力をいただいています。

- ②寄付金
- ③共同募金配分金
- ④補助金・受託金（多古町、千葉県社会福祉協議会）
- ⑤介護報酬
- ⑥利用料等収入

社会福祉協議会の活動は地域の皆さまの貴重な善意により運営されています。

会費の納入にご協力ください

社会福祉協議会が行う事業は、住民の皆さまの会費によって支えられております。地区社会福祉協議会・ボランティア団体等への助成、広報啓発活動、心配ごと相談所の運営、日常生活用具の貸出事業などさまざまな事業に役立たせていただいております。

ひとりでも多くの皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

地域福祉事業

地区社会福祉協議会

多古町には6地区の地区社会福祉協議会（地区社協）が設置されています。
地区社会福祉協議会は地域の方々により自主的に組織された団体で、民生委員児童委員、保健推進員、区長会、老人クラブなどで構成されています。
地区社協連絡会議（地区社協正副会長会議）を設置して地区の課題等を協議します。



ボランティアセンターの運営

- 多古町ボランティア連絡協議会の運営
- ボランティア情報の提供
- ボランティアの支援
- ボランティア講座の開催
- ボランティア保険の加入受付
- 多古町ボランティアの集いの開催
- 災害ボランティアセンターの運営、立ち上げ訓練
- 防災ボランティアの育成

各種団体との連携・協力・支援

多古町をはじめ、民生委員児童委員協議会、中核地域生活支援センター等の福祉団体との連携・協力・支援を行っています。

相談事業

多古町心配ごと相談所

開設期間: 毎週水曜日 午後1時30分～午後3時30分
場所: 多古町社会福祉協議会 相談室
※随時予約を受け付けております。当日予約なしでも来ていただいても結構です。
※日程などは「広報さざんか」、社協ホームページ、Twitter、Facebook等をご覧ください。
※介護保険についてのご相談は、7ページをご覧ください。

各種相談

各種相談は随時お受けしています。また、関係機関への紹介も行っております。
※介護保険についてのご相談は、7ページをご覧ください。

地域福祉事業

高齢者スポーツ大会の開催

スポーツを通じ老人クラブ等の高齢者・身体障害者福祉会等の障害者の体力維持や交流を図るとともに、障害を持つ方の社会参加を推進することを目的としています。



広報啓発活動

- 広報紙「さざんか」の発行
- 広報たこ（町広報）との連携
- ホームページ、SNS 等による社協事業の啓発



多古町社会福祉大会の開催

長年にわたり、多古町の社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに、地域に社会福祉活動を広くPRし、社会福祉に対する理解と関心を深めることを目的としています。

共同募金

- 千葉県共同募金会多古町支会の運営
- 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の実施
- 災害義援金の協力



災害ボランティアセンターの運営

- 大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受け入れや保険の加入、支援等を行っています。



福祉教育の推進

- 小中学校の総合的な学習等への支援・協力
- 出前講座の開催
- 福祉教育用具の貸出・講師の派遣

貸出事業

日常生活用具貸付事業

一時的に車いす等の介護用品が必要になった方に無料（ギャッチベッドのみ有料）でお貸ししています。介護保険の認定を受けている方はそちらが優先になります。数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

【貸出物品】 車いす、ギャッチベッド（手動ベッド）、貸出期間は最大6ヶ月（更新可能）

高齢者疑似体験セット

学校やボランティアグループ等に高齢者疑似体験セットを無料でお貸ししています。



貸付事業

小口資金貸付事業

貸付の条件として、多古町に居住する他の援助を受けられない低所得者世帯等に貸付を行っています。地区の民生委員の意見書が必要です。

生活福祉資金〔千葉県社会福祉協議会受託事業〕

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して貸付を行い、民生委員児童委員と社会福祉協議会の必要な援助指導により、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進をはかる貸付制度です。

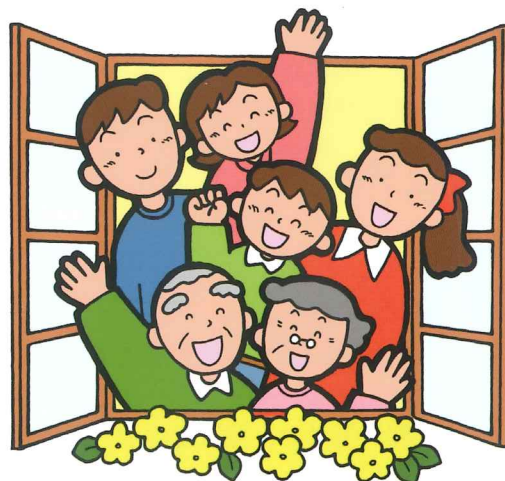
（他の制度が利用できる場合はそちらが優先になります）

資金の種類

出産費、葬祭費、転宅費、福祉用具購入費、障害者のための自動車購入費、住宅の増改築または改修のための資金、高校・大学・専門学校等の修学費および入学時の支度費、療養費、介護等費、技能修得のための資金、緊急小口資金 等、貸付の条件は資金の種類ごとに異なります。借り入れについては地区の民生委員を通じて、社会福祉協議会にご相談ください。

【貸付事業に関する注意事項】

- * 貸付制度ですので返済の義務があります。
- * 貸付には審査があり、審査の結果貸付に至らない場合もあります。
- * 詳細は社会福祉協議会までご相談ください。



地域福祉事業

日常生活自立支援事業

日常的な金銭管理や、証書など大切な書類の管理が心配な高齢者や障害者が在宅で日常生活を送り、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

利用できるサービス

●福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

●財産管理サービス

お金の管理が心配な方のお手伝いをします。

●財産保全サービス

大切な書類や印鑑をお預かりします。

利用の流れ

1

相談

困っていることがあれば、気軽に相談してください。

2

訪問

社協の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。

3

支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画でよければ、契約します。

4

支援の開始

支援計画に基づいて生活支援員が定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払い代行をします。

高齢者福祉事業

●多古町老人クラブ連合会の活動

料理教室・花苗配布等さまざまな行事に加え、グラウンドゴルフ・パークゴルフ・ニチレクボールなどのスポーツも行っています。バスハイキングや研修旅行もあり会員同士の交流も楽しめます。各地区に老人クラブがありますので是非ご参加ください。



介護福祉士実務者研修

多古町社会福祉協議会では、町内の居宅サービス事業所や医療機関と協力し、町内で受講できるように「実務者研修通信課程」を開講いたします。「自宅での通信学習」+「多古町内でのスクーリング受講」で、働きながらの資格取得を応援します。

いきいき健康サロン多古 「わあーかちいーと」の運営

多古町社会福祉協議会では、町内の空き店舗を利用し、どなたでもご利用できるフリースペースとして、わあーかちいーとの運営を多古町から受託し行っています。

休館日：水曜日

開館時間：9時～18時

在宅福祉事業

福祉サービス

●障害をお持ちの方へホームヘルパーの派遣 (障害福祉サービス事業)

障害者自立支援法に基づく障害の認定を受けて、サービスの利用を希望される方にヘルパーを派遣します。

●外出支援サービス事業

要介護認定を受けた方や、重度の身体障害者の方に、車いす対応の車両で病院の送迎等の外出支援を行います。



●くらしのサポート

介護保険の認定に該当しない方で、日常生活をおくるうえで家事などの援助が必要な方に、ヘルパーが訪問して援助を行います。

●食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者、又は65歳以上で寝たきりの方に、保健推進員が健康に考慮した食事を年9回お届けし、ひとり暮らし高齢者等の健康の維持・増進を図るとともに、安否・見守り活動を行います。

●ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業

70歳以上のひとり暮らしの高齢者の方に乳酸飲料を月2回お届けし、併せて安否・見守り活動を行います。

●ふれあい交流クラブ(ミニデイサービス事業)

70歳以上のひとり暮らしや外出する機会の少ない高齢者を対象に、生きがいづくりと介護予防を目的に工作・体操・外出行事等を行っています。

開催地区: 久賀地区・常磐地区・中地区(今後町内各地区でも開催予定)

開催日: 久賀地区 第2水曜日
常磐地区 第3火曜日
中地区 第4火曜日

時間: 午前10時～午後2時



介護保険事業

●訪問介護事業 ホームヘルプサービス (ホームヘルパーの派遣)

介護保険の認定を受けた方で訪問介護サービスの利用を希望される方に、ホームヘルパーを派遣します。トイレの介助やオムツ交換、入浴介助をはじめ、買い物、掃除、洗濯等を行います。直接利用者様に接触して行う介助サービスに加え、安全を確保し、常に介助できる状態で見守りを行う、一緒に家事を行うなど様々なものがあります。

【身体介護】 食事介助・入浴介助・清拭・外出介助等

【生活援助】 調理・掃除・買い物等

●居宅介護支援事業 (ケアマネジャーによるケアプランの作成)

介護保険の認定を受けた方で介護サービスの利用を希望される方は、まず介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。ご本人の状態とライフスタイルに合った介護サービスが利用できるよう支援いたします。

児童福祉事業

学童保育所の運営

学童保育所は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象として、授業の終了した放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業において、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。平成30年度から学童保育所の運営の一部を多古町から受託しています。



事務所のご案内



社会福祉法人 **多古町社会福祉協議会**

〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古777-1
TEL 0479-76-5940 FAX 0479-70-6072

HP
<https://www.takoshakyo.jp>



Twitter
<https://twitter.com/takoshakyo>



Facebook
<https://www.facebook.com/takoshakyo>



Email
tako-shakyo@titan.ocn.ne.jp